

○姫路市公害防止条例施行規則

昭和49年4月20日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市公害防止条例(昭和48年姫路市条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(規制基準)

第3条 条例第21条第1項に規定する規則で定めるばい煙等の規制基準は、別表第1のとおりとする。

(一般工場等)

第4条 条例第23条に規定する規則で定める一般工場等は、別表第2に掲げる施設(以下「指定施設」という。)を有する工場等とする。

(工場等の届出)

第5条 条例第23条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、工場等の代表者の氏名
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) 工場等に設置する指定施設及び他の法令等に基づく規制対象施設の種類、能力、配置及び使用の状態
 - (4) ばい煙等の処理の方法
- 2 特定工事等又は一般工場等を設置しようとする者は、当該工場等の設置の工事の開始の日の60日前(騒音のみを発生するものにあつては、30日前)までに工場等設置届出書(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。
- 3 一の工場等が特定工場等又は一般工場等となった際現に当該工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、特定工場等又は一般工場等となった日から60日以内に前項の工場等設置届出書により、市長に届け出なければならない。

(工場等の変更の届出等)

第6条 前条第2項又は第3項の規定による届出をした者が、届出をした内容を変更しようとするときは、速やかに工場等変更届出書(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。ただし、他の法令等に基づく規制対象施設又は指定施設の変更に係るものにあつては、当該変更の工事の開始の日の60日前(騒音のみを発生するものにあつては、30日前)までに届け出なければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定による届出をした者が、工場等を廃止したときは、速やかに工場等廃止届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

3 前条第2項又は第3項の規定による届出をした者から特定工場等又は一般工場等を譲り受け又は借り受けた者は、速やかに工場等承継届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(事故時の報告等)

第7条 条例第25条第2項の規定による事故の発生等の報告は、電話等及び当該事故の復旧に48時間以上を要すると認める場合は事故発生報告書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第25条第2項の規定による事故が復旧したときの報告は、速やかに電話等及び前項の事故発生報告書により報告したものについては事故復旧報告書(様式第6号)により行うものとする。

(立入調査等)

第8条 条例第26条第3項に規定する身分証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(特定建設工事)

第9条 条例第33条の規則で定める建設工事(以下「特定建設工事」という。)は、別表第3に掲げる工事で次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1工事期間中に当該作業を連続して3日以上行う工事
- (2) 当該作業を行う場所が、工業専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいう。以下同じ。)以外の区域又は工業専用地域のうち第3種区域(別表第1第4項に掲げる第3種区域をいう。)に指定された区域内にある工事

(3) 当該作業を行う場所が、住居その他居室からの距離が500メートル以内の区域にある工事

2 特定建設工事の施工により発生するばい煙等に係る基準は、別表第4のとおりとする。

3 条例第35条に規定する規則で定める届出は、特定建設工事実施届出書(様式第8号)に次の各号に定める書類を添付して行うものとする。

(1) 特定建設工事の計画概要図及び工程表

(2) 附近の見取図

(3) その他市長が必要と認める書類

(拡声機の使用基準)

第10条 条例第46条に規定する規則で定める使用基準は、別表第5のとおりとする。

(爆音機の使用基準)

第11条 条例第47条に規定する規則で定める使用基準は、別表第6のとおりとする。

(一般基準)

第12条 条例第48条に規定する市長が定めるばい煙等に係る一般基準は、別表第7のとおりとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、次の各号に掲げる規定は当該各号に掲げる日まで適用しない。

(1) 別表第1第4項騒音に係る規制基準の規定 昭和49年6月30日

(2) 別表第1第1項第2号燃料使用基準の規定 昭和49年9月30日

(3) 別表第1第1項第1号排出基準の規定及び第3項污水等に係る規制基準の規定 昭和50年3月31日

(4) 別表第1第2項粉じんに係る規制基準の規定 昭和50年12月31日

(4町の編入に伴う経過措置)

3 家島町、夢前町及び安富町の編入(以下「編入」という。)の日から平成18年5月26日まで(騒音のみを発生するものにあつては、同年4月26日まで)の間に編入前の家島町、夢前町、香寺町又は安富町(以下「4町」という。)の区域内において特定工場又は一般工場等の設置の工事を開始しようとする者に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「当該工場等の設置の工事の開始の日の60日前(騒音のみを発生するものにあつては、30日前)までに」とあるのは、「編入後直ちに」とする。

4 編入の際現に編入前の4町の区域内において特定工場又は一般工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する第5条第3項の規定の適用については、同項中「特定工場又は一般工場等となった日」とあるのは、「家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日」とする。

5 編入の日から平成18年5月26日まで(騒音のみを発生するものにあつては、同年4月26日まで)の間に第5条第2項又は第3項の規定により届出をした編入前の4町の区域に存する他の法令等に基づく規制対象施設又は指定施設に係る内容を変更しようとする者に対する第6条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該変更の工事の開始の日の60日前(騒音のみを発生するものにあつては、30日前)までに」とあるのは、「編入後直ちに」とする。

6 4町の区域内において工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める期間は、適用しない。

(1) 別表第1第4項の規定 編入の日から平成18年6月30日まで

(2) 別表第1第1項第2号の規定 編入の日から平成18年9月30日まで

(3) 別表第1第1項第1号の規定及び同表第3項の規定 編入の日から平成19年3月31日まで

(4) 別表第1第2項の規定 編入の日から平成19年12月31日まで

7 編入の日から平成18年5月26日までの間に4町の区域内において別表第1第1項第3号に規定する燃焼装置の設置の工事を開始しようとする者については、同号の規定は、適用しない。

附 則(平成4年5月2日規則第39号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成8年1月17日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第4項備考1及び別表第7第2項備考の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月24日規則第58号)
この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月20日規則第92号)
この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成27年3月18日規則第10号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 ばい煙に係る規制基準

(1) 排出基準

施設等の名称		排出基準	
		いおう酸化物	ばいじん
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	次式により算出した量 $Q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$ この式において Q、K及びHeはそれぞれ次の値を表すものとする。 Q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) K 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省通商産業省令第1号)第3条第1項に規定する姫路地域に適用されるKの値 He 大気汚染防止法施行規則第3条第2項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)	0.3
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉		0.4
3	金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		0.4
4	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		0.2
5	窯業製品の製造の用に供する焼成炉(石灰焼成炉を除く。)及び熔融炉(るつぼ炉を除く。)		0.4

備考 1 この表に掲げる施設等は、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1及び環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)別表第3に掲げる施設を除く。

2 ばいじんの単位は、温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル当たりのグラムとする。

(2) 燃料使用基準

事業場において、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設、環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第3に掲げる施設及び同規則別表第1に掲げるばい煙に係る施設等に使用する燃料のいおう含有率は、重油に換算して1.0パーセント以下であること。ただし、排煙脱硫装置が設置されている施設については、その補集効率に応じたものとし、燃料使用基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合には、燃料使用基準に代えて次式により算出した1時間当たりの燃料の使用量をもって基準とする。

1時間当たり通常使用される燃料の量×(この基準に定める燃料のいおう含有率/通常使用される燃料のいおう含有率)

(3) 設備基準

燃焼能力が重油に換算して1時間当たり20リットル以上のバーナーを使用する燃焼装

置を新たに設置する場合の附設する煙突の高さは、15メートル以上とすること。ただし、ばい煙発生量が極めて少ない燃料を使用する場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 粉じんに係る規制基準

粉じんの種類	作業の種類	設備基準
塗装ミスト	製造又は加工の用に供する吹付塗装作業によるミストで屋外に排出するものに限る。	水流膜集じん機又はこれと同等以上の効力を有する集じん装置を設置すること。
その他の粉じん	ホットスカーフ作業によるもの コールドスカーフ作業によるもの メタリコン作業によるもの くず鉄処理作業によるもの	防じん施設の設置又は屋内作業にする等飛散の防止ができる施設を設置すること。

3 汚水等に係る規制基準

施設等の名称	設備基準
マッチ製造業の用に供する頭薬及び側薬調合施設	公害防止に適切な排水処理施設を設置すること。
自動車の液体燃料販売業の用に供する給油施設	油分離施設は、油吸着材等を併用すること。
金属切削屑置場	油分の流出浸透を防止する施設とすること。

備考 この規制基準は、終末処理場を設置する公共下水道に汚水を排出する場合には適用しない。

4 騒音に係る規制基準

(単位 デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	〔午前8時から 午後6時まで〕	〔午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで〕	〔午後10時から 翌日午前6時 まで〕
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考 1 この表の区域の区分は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づき姫路市長が指定する地域の区分によるものとする。

2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

3 工業専用地域が第2種区域、第3種区域又は第4種区域と隣接する場合、当該工業専用地域のうち第2種区域、第3種区域又は第4種区域との境界線から100メートルの区域内における規制基準は、第4種区域の規制基準によるものとする。

- 4 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、3に規定する場合の測定場所は、当該境界線上とする。
- 5 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下同じ。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとする。以下同じ。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第2(第4条関係)

1 ばい煙に係る施設

施設等の名称		規模(能力)
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積が5平方メートル以上もの
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	すべてのもの
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	燃焼能力が重油に換算して1時間当たり20リットル以上のもの
4	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
5	窯業製品の製造の用に供する焼成炉(石灰焼成炉を除く。)及び溶解炉(るつぼ炉を除く。)	すべてのもの

備考 この表に掲げる施設等は、大気汚染防止法施行令別表第1及び環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第3に掲げる施設を除く。

2 粉じんに係る施設

施設等の名称		規模(能力)
1	製造又は加工の用に供する吹付塗装作業場(ミストを建家外に排出するものに限る)	すべてのもの
2	くず鉄置場	面積が500平方メートル以上のもの
3	ホットスカーフ作業場	すべてのもの
4	コールドスカーフ作業場	すべてのもの
5	メタリコン作業場	すべてのもの

3 汚水に係る施設

施設等の名称		規模(能力)
1	マッチ製造業の用に供する頭薬及び側薬調合施設	すべてのもの
2	自動車の液体燃料販売業の用に供する給油施設	すべてのもの
3	金属切削屑置場	面積が0.3平方メートル以上のもの

備考 この表に掲げる施設等は、終末処理場を設置する公共下水道に汚水を排出する施設等を除く。

4 騒音に係る施設

施設等の名称		規模(能力)
1	機械プレス	すべてのもの
2	せん断機	すべてのもの
3	空気圧縮機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
4	送風機	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの

5	工業用ミシン	同一建物内に5台以上設置するもの
6	金属用打抜機	すべてのもの
7	液体燃料バーナー	燃焼能力が重油に換算して1時間当たり10リットル以上のもの
8	金属工作機械	同一建物内に3台以上設置するもの
9	自動洗びん機	すべてのもの
10	真空ポンプ	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
11	紙工作機	すべてのもの
12	天井走行クレーン又は門型走行クレーン	吊上能力が2トン以上のもの
13	ダイカストマシン	すべてのもの
14	鋳金又は製缶作業場	厚さ0.2ミリメートル以上の金属板を加工するもの
15	自動車（原動機付二輪車を除く。）修理解体作業場	すべてのもの

備考 この表に掲げる施設等は、工業専用地域(第3種区域に指定された区域を除く。)内に設置する施設等及び騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1及び環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第6に掲げる施設等を除く。

別表第3(第9条関係)

- 1 インパクトレンチ又はこれに類するものを使用する作業を行う工事
- 2 もんけんを使用する作業を行う工事
- 3 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)を行う工事
- 4 振動ローラー、タイヤローラー又はロードローラーのてん圧機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)を行う工事
- 5 コンクリートポンプ車を使用する作業を行う工事
- 6 クレーンを使用する作業を行う工事
- 7 発破作業を行う工事

別表第4(第9条関係)

特定建設工事の作業の規制基準

騒音の大きさ	85デシベル以下	
作業できない日	日曜日その他の休日	
作業できない時間	A地域	午後7時から翌日午前7時まで
	B地域	午後10時から翌日午前6時まで
1日の作業継続可能時間	A地域	10時間
	B地域	14時間
作業継続可能時間	連続して6日を越えないこと	

- 備考 1 この表の騒音の大きさは、特定建設工事を行う工事場所の敷地境界線(発破作業については、敷地境界線から外へ300メートルの地点)における当該作業の騒音とする。
- 2 騒音の測定は、別表第1第4項備考5及び6の規定による。
- 3 この表のA地域とは、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第34条第1項の騒音に係る規制基準が適用される区域のうち、当該規制基準を適用すべき区域の区分(以下「適用区域区分」という。)が第1種区域から第3種区域までの区域並びに第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地境界線からの距離がおおむね80メートル以内の区域とする。
- 4 この表のB地域とは、適用区域区分が第4種区域のうちで前項に掲げる区域以外の区域とする。
- 5 この表の作業できない日及び時間、1日の作業継続可能時間及び作業継続可能期間に係る事項は、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を緊急に行う必要がある場合における当該作業に係る騒音については、適用しない。
- 6 この表の作業できない日及び時間に行われる作業に係る事項は、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に必要がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づく道路の占用の許可又は道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づく道路の使用の許可において特に規制基準の範囲外において行うべき旨条件が付された場合及び道路法第35条の規定に基づく協議又は道路交通法第80条第1項の規定に基づく協議において特に規制基準の範囲を超えて作業を行う必要があると認めた場合並びに市長が特に規制基準の範囲を超えて作業を行う必要があると認めた場合における当該作業に係る騒音については、適用しない。

別表第5(第10条関係)

拡声機の使用基準

屋外定置式拡声機の使用基準	1 午後10時から翌日午前6時までの間は放送しないこと。 2 拡声機から発生する音量は、当該拡声機を設置する場所の敷地境界線の外で地上1.5メートルの騒音最大地点において、別表第1第4項騒音に係る規制基準の値に5デシベルを加えた音量以下とすること。
移動用拡声機の使用基準	1 午後8時から翌日午前7時までの間は放送しないこと。 2 拡声機から発生する音量は、音源から10メートルの距離において、別表第1第4項に係る規制基準の値に5デシベルを加えた音量以下とする。

備考 この使用基準は、災害等非常の事態の発生により緊急に住民に周知すべき事件が生じた場合その他公共のために放送する場合又は祭礼その他地域の習慣となっている行事に伴って放送する場合における拡声機の使用には適用しない。

別表第6(第11条関係)

爆音機の使用基準

爆音機を鳥獣駆除に使用する場合は、住居から200メートル以上離すこと。

別表第7(第12条関係)

1 ばい煙

リンゲルマンばい煙濃度2以下とすること。

2 騒音

(単位 デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 〔午前8時から 午後6時まで〕	朝夕 〔午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日午前6時 まで〕
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

備考 この表の区域の区分は、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき姫路市長が指定する地域の区域の区分によるものとする。

3 汚水

- (1) 排出水中に固形物を認めない程度とすること。
- (2) 合成洗剤は、つとめて使用しないこと。

水質の部

届出法令区分	施設番号	施設又は作業名	最大能力	排水量 m ³ /日	汚水等の処理方法	着手年月日	使用開始年月日	備考

末尾に排水口ごとの総排水量を記入すること。

騒音、振動の部

届出法令区分	施設番号	施設又は作業名	型式	公称能力	数	使用開始～終了時間	着工年月日	使用開始年月日	備考
騒音、振動の防止の方法									

工場等変更届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者氏名] 印

工場等の内容を変更しますので姫路市公害防止条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

変更の内容				
変更年月日	着手	年 月 日	※整理番号	
	使用開始	年 月 日		
変更の理由			※受理年月日	年 月 日
備考				
第 号	上記のとおり受理する。			
			年 月 日	
		姫路市長		印

工場等廃止届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者氏名] 印

姫路市公害防止条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

工場等の名称	資本の額又は出資の総額
工場等の所在地	
施設の種類	※整理番号
施設の設置場所	※受理年月日 年 月 日
廃止の年月日 年 月 日	廃止の理由
備考	
第 号 上記のとおり受理する。 年 月 日 姫路市長 [印]	

工場等承継届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者氏名] 印

工場等に係る届出者の地位を承継したので、姫路市公害防止条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

工場等の名称		承継の年月日 年 月 日	
工場等の所在地			
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承継の原因			
※整理番号		※受理年月日 年 月 日	
備 考			
第 号			
上記のとおり受理する。			
年 月 日			
姫路市長 印			

事故発生報告書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者氏名] 印

姫路市公害防止条例第25条第2項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称	
工場等の所在地	
当該施設 (処理施設) の種類	
当該施設 (処理施設) の設置場所	
事故発生の日時	年 月 日 時 分
事故等の状況	
応急の措置の方法	
復旧工事の方法	
復旧工事完了予定年月日	年 月 日
※報告書事項確認年月日	年 月 日
備考	

事 故 復 旧 報 告 書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者氏名] 印

姫路市公害防止条例第25条第2項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称	
工場等の所在地	
当該施設(処理施設)の種類	
当該施設(処理施設)の設置場所	
事故発生の日時	年 月 日 時 分
事故発生報告の月日	年 月 日
復旧工事完了年月日	年 月 日
※報告事故確認年月日	年 月 日
備 考	

(表)

写 真 はりつけ	身 分 証 明 書			
	所 属			
	職 名			
	氏 名			
		年	月	日 生
上記の者は、公害防止条例第26条第1項の規定による立入調査及び同条第2項の規定による立入検査(第42条第2項及び第49条第2項による準用を含む。)を行う者であることを証明する。				
		年	月	日
		姫路市長		印

(裏)

公害防止条例(抜すい)

(立入調査等)

第26条 市長は、第23条の規定による届け出並びに第24条第1項及び前条第2項の規定による報告の内容を審査するため、必要な限度において、特定工場等に関係職員を立入調査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等を除く工場等に関係職員を立入検査させることができる。

3 第1項の規定による立入調査及び前項の規定による立入検査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第42条 市長は、建設工事を施工する者並びに第40条及び第41条に規定する者に対し、当該建設工事の施工等の状況その他必要な事項の報告を求め、又は必要な限度において、関係職員を当該建設工事の施工等の場所に立入検査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(現場調査)

第49条 市長は、前3条(拡声機の使用制限、爆音機の使用制限、一般基準の遵守)の施行に必要な限度において、関係職員を現場調査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による現場調査に準用する。

(罰則)

第58条 第26条第1項の規定による立入調査及び第26条第2項又は第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

特定建設工事実施届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所 (法人にあっては所在地)

氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者氏名] 印

特定建設工事を実施するので、姫路市公害防止条例第35条の規定により次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	
特定建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	
特定建設工事の種類	
姫路市公害防止条例施行規則別表第3に規定する作業に使用する機械の名称、型式又は仕様	
特定建設工事の場所	
特定建設工事の実施の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定建設工事の開始及び終了の時刻	
ばい煙等の防止の方法	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
下請負人が特定建設工事を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
下請人が特定建設工事を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
第 号	
上記のとおり受理する。	
	年 月 日
	姫路市長